

後期高齢者医療の「保険証」が新しくなります

75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上）が現在お持ちの保険証（有効期限が7月31日まで）が新しくなり、7月下旬に加入者の皆様に送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日からは、新しい保険証を医療機関に提示してください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がいますので、ご確認ください。

＜現在お持ちの保険証＞

（有効期限）

平成22年7月31日まで

＜注意＞

8月1日からは、使用できません



＜新しい保険証＞

（有効期限）

平成22年8月1日から

平成23年7月31日まで（1年間）

※7月下旬に、ご自宅へ送付されます

※現在お持ちの保険証は8月1日からは使用できませんので、有効期限を過ぎましたら最寄りの市役所窓口[※]に返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただくようお願いします。

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

平成21年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1ヵ月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、新しい証をご使用ください。

なお、現在交付を受けていない方、または対象になっていなかった方で、8月1日から限度額適用・標準負担額減額認定の対象となる方には、申請書を送付いたします。

後期高齢者医療の保険料決定通知や納付書を7月中旬に送付します

平成21年中の所得に応じて確定した平成22年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知や納付書を、加入者の皆様に送付します。

保険料の徴収方法には特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）がありますが、年金額や介護保険料等の状況により徴収方法が異なっています。また、75歳になるなど被保険者となる時期によって特別徴収の開始時期が異なっています。

保険料の納付方法を口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、税務課や各地域センター、出張所窓口で納付方法変更の手続きをしていただきますと、特別徴収（年金からの徴収）や納付書による徴収から口座振替に変更することができます。

※ 随時手続きは可能ですが、時期によっては直ちに口座振替への切替えができないことがあります。あらかじめ金融機関で口座振替手続きを済ませてください。

平成22年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。軽減については申請の必要はありません。

＜均等割額＞ 38,925 円

＜所得割額＞ 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 7.18%

※ 保険料は100円未満切捨てとなります。

●均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が 下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額（330,000円）	8.5割	5,838円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、 その他各所得がない	9割	3,892円
基礎控除額（330,000円）+ 245,000円 ×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く）	5割	19,462円
基礎控除額（330,000円）+ 350,000円 ×被保険者の数	2割	31,140円

●所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	軽減割合
58万円以下（年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下）	5割

●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,892円

＜注意＞ ※ 国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

◇後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先

【各種申請・届出】 仙北市役所 市民課 国保年金係 電話番号 43-3307

【保険料の算定・金額・納め方】 仙北市役所 税務課 市民税係 電話番号 43-1117

【制度運営全般】 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 電話番号 018-853-7155